

銭座小学校いじめ防止基本方針

<いじめ防止基本方針策定の目的>

心身に重大な影響を及ぼすいじめから、学校、保護者、地域と一体になって児童生徒を守り育てるとともに、安心して生活し学ぶことができる学校づくりのため、いじめ防止に向けた取組を明らかにする。

いじめ防止対策推進法（定義）<第2条>

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

【めざす児童像】

- 互いに認め合い、支え合う子ども
- 進んで学び、工夫する子ども
- ねばり強く、たくましい子ども

いじめ対策委員会

<学校メンバー>

校長，教頭，教務主任，生活指導主任，教育相談コーディネーター，特別支援教育コーディネーター，また校長が必要と認める者から構成する。

- 学校いじめ防止基本方針の策定
- いじめに関する校内研修の計画，実施

専門家・外部関係者

- スクールカウンセラー
- 長崎市子育てサポート課
- 特別支援学校との連携

P T A ・地域との連携

- 学年（学級）P T Aを実施する。
- 健全育成協，子どもを守るネットワーク（育成協）の活用

関係機関との連携

- 長崎市教育委員会への報告および連携
- 警察への相談・通報および支援センターとの連携

児童会

- 代表委員会の活用
- リボン集会・人権集会での取組

（いじめの禁止）第4条 児童等は、いじめを行ってはならない。 ※いじめ防止対策推進法より抜粋

（保護者の責務等）第9条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことがないように、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

（学校及び学校の教職員の責務）第8条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

いじめ問題への取組

いじめの防止

- 校内指導体制の確立
- 人権意識と生命尊重の態度の育成
- 家庭・地域社会、関係機関との連携強化
- インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進
- 道徳的実践力を培う道徳教育の充実
- 子どもの自己肯定感の育成
- 学校基本方針の周知

いじめの早期発見

- 全教職員による観察や情報交換（毎月、学期末）
- 教育相談の整備
- 毎月のアンケート調査や個人面談の実施
- 相談機関等の周知

いじめに対する措置

- 被害の子ども・保護者に対するスクールカウンセラー等を活用したケア
- 加害の子どもに対する組織的および継続的な観察・指導
- 地域人材を活用した登下校のパトロール
- ネット上のいじめへの対応

重大事態発生時の取組

○被害の子どもの保護

○関係機関への相談・報告

【いじめ重大事態について】

（１）調査を要する重大事態の例

①生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合

- ・児童生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

②相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合

・不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とするが、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合も教育委員会又は学校の判断で重大事態と認識する。

※土日を除いて7日間連続欠席が続く場合は市教委へ報告する。

③その他の場合

- ・児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあった場合

※早期の支援を行うため、必要に応じて事実確認を行う。

※法の要件に照らして重大事態に当たらないことが明らかである場合を除き、重大事態調査を実施する。

（２）重大事態の報告

- ・重大事態を認知した場合、直ちに発生の報告を行う。
- ・学校→教育委員会→市長

（３）調査を行う組織

- ・学校の「いじめ対策委員会」又は教育委員会の「いじめ問題調査チーム」において調査を行う。

いじめが発生した場合の対応

いじめの情報

- いじめが疑われるような動きがあった場合
- いじめを発見した場合
- 児童生徒や保護者、地域住民から相談や通報があった場合

情報キャッチャー

- 遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合は、その場でその行為をやめさせる。
- 一人で抱え込まず、速やかに関わりのある教職員に報告し、組織で対応する。

担任・学年主任・生活指導担当へ報告

→
直ちに報告する

教頭・校長への報告

- 速やかに関係児童生徒から事情を聴き取るなどして、いじめ対策委員会と連携して、いじめの事実の有無の確認を行う。

いじめ対策委員会



関係機関

- 「いじめ対策委員会」での関係児童生徒からの聴き取りや今後の指導・支援体制を組む。
- 犯罪行為として取り扱うべきものと判断した場合は、ためらうことなく、所轄警察署に相談し、適切に援助を求める。

被害児童生徒への継続した支援

- 被害児童生徒を守り通すとともに、いじめられた児童生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教員、家族、地域の人等）と連携し、寄り添い支える体制をつくる。

加害児童生徒への継続した指導

- いじめた児童生徒には、いじめは人格を傷つける行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるとともに、不満やストレスがあってもいじめに向かわせない力を育む。
- いじめを見ていた児童生徒に対しては、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つように伝える。

保護者への継続した支援と助言

- つながりのある教職員を中心に、即日、関係児童生徒（加害、被害とも）の家庭訪問を行い、事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う。

状況に応じて指導・支援体制を検討し、「組織」でより適切な対応を行い、いじめへの取組を行う。

いじめのチェックリスト

<p>(1) いじめられている子どもが発するサイン</p> <ul style="list-style-type: none"> ①身体や体調 ②しぐさや態度 ③友達との関係 ④生活面 <p>(2) 学校の生活場面でのチェックポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> ①学級の雰囲気 ②登校時や朝の会 ③授業時間 ④昼食時 ⑤休み時間 ⑥掃除や諸活動 ⑦学級活動や班・係活動 ⑧放課後 	<p>(3) 家庭でのチェックポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> ①服装 ②持ち物 ③金銭 ④家庭学習 ⑤態度やしぐさ ⑥身体や体調 ⑦友人関係 <p>(4) いじめている子どもが家庭で出すサイン</p> <ul style="list-style-type: none"> ①持ち物 ②金銭 ③態度やしぐさ
---	--

年間活動計画（研修計画も含む）

月	活動内容	月	活動内容
4月	児童引継 いじめ防止基本方針確認	10月	児童理解の会
5月	児童理解の会	11月	児童理解の会
6月	児童理解の会 幼保小中連携情報交換	12月	人権集会
7月	児童理解の会 個人面談	1月	児童理解の会
8月	生活指導に関する研修会	2月	児童理解の会 幼保小中連携情報交換
9月	児童理解の会	3月	児童理解の会 中学校引継ぎ

なかよしアンケート・・・毎月20日

主な相談窓口

相 談 窓 口	電話番号・メールアドレス	相 談 時 間
長崎市こども相談センター	095-829-1122 メール・LINE 相談あり	8:45～17:30 (月～金)
長崎市教育研究所教育相談室	0120-556-275 soudan@nagasaki-city.ed.jp	9:00～16:00 (月～金)
長崎市こども・子育てイーカオ相談	095-822-3752 LINE 相談あり	8:45～17:30 (月～金)
長崎こども・女性・障害者支援センター	095-844-5132	9:00～17:45 (月～金)
子ども・家庭110番	095-844-1117	9:00～20:00 (毎日)
長崎子ども・若者総合相談センター(ゆめおす)	095-824-6325 yumeosu@n-kodomo-wakamono.jp	10:00～22:00 (月～水、 金土)
長崎県警察本部ヤングテレホン	0120-786714	9:00～17:45 (月～金)
長崎いのちの電話	095-842-4343	9:00～22:00 (毎日) 第1・3土曜日は24時間
こころの電話	095-847-7867	9:00～12:00 13:00～15:15 (月～金)
こどもの人権110番	0120-007-110 メール・LINE 相談あり	8:30～17:15 (月～金)
24時間子ども SOS ダイアル	0120-0-78310	24 時間 (毎日)